

議員提出議案第12号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成24年9月14日提出

議会運営委員会委員長 厚地弘行

三田市議会規則第 号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則

三田市議会会議規則（昭和35年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 表決（第78条—第88条）」を

「第8章 表決（第78条—第88条）に改める。

第8章の2 公聴会及び参考人（第88条の2—第88条の8）」

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 公聴会及び参考人
(公聴会開催の手續)

第88条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第88条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第88条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第88条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議

長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 88 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 88 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 88 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 73 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行の日から施行する。